

排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

〔平成 20 年 10 月 21 日
地球温暖化対策推進本部決定〕

1. 目的

排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」という。）は、CO₂の排出削減には、CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点に立って、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）において、平成 20 年 10 月から開始することとされたものである。

試行実施に当たっては、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指すこととする。

また、試行実施により得られた経験を活かして、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度のあり方を考え、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげることとする。

2. 概要

試行実施は、以下の 2 つの仕組みにより構成される。

- ① 企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分（排出枠）や②のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み（「試行排出量取引スキーム」）
- ② ①で活用可能なクレジットの創出、取引
 - ・ 国内クレジット（京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット）
 - ・ 京都クレジット

その上で、「国内統合市場」となるよう、各種の排出枠・クレジット（①の排出枠、②のクレジット）は、以下のように取り扱われるようにする。

- ・ 等しく①の目標達成に充当できる。
- ・ 取引に関する価格指標等が提供される。

(1) 「試行排出量取引スキーム」

(※詳細は、別紙1 (試行排出量取引スキームについて) を参照。)

- 企業等が自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して排出削減を進める。
- 企業等は排出枠・クレジットを調達し、目標達成に充当することができる。その対象となる排出枠・クレジットは、以下のものとする。
 - ・ 他の企業等の削減目標の超過達成分の排出枠
 - ・ 国内クレジット
 - ・ 京都クレジット

(2) クレジットの創出、取引

① 国内クレジット (※詳細は、別紙2 (国内クレジット制度の概要について) を参照。)

- 京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業等 (自主行動計画に参加していない者) が行う排出削減事業に対し、所要の手続きを通じて、認証されるクレジット。
- 大企業等と中小企業等との協働 (共同) 事業として実施される。

② 京都クレジット

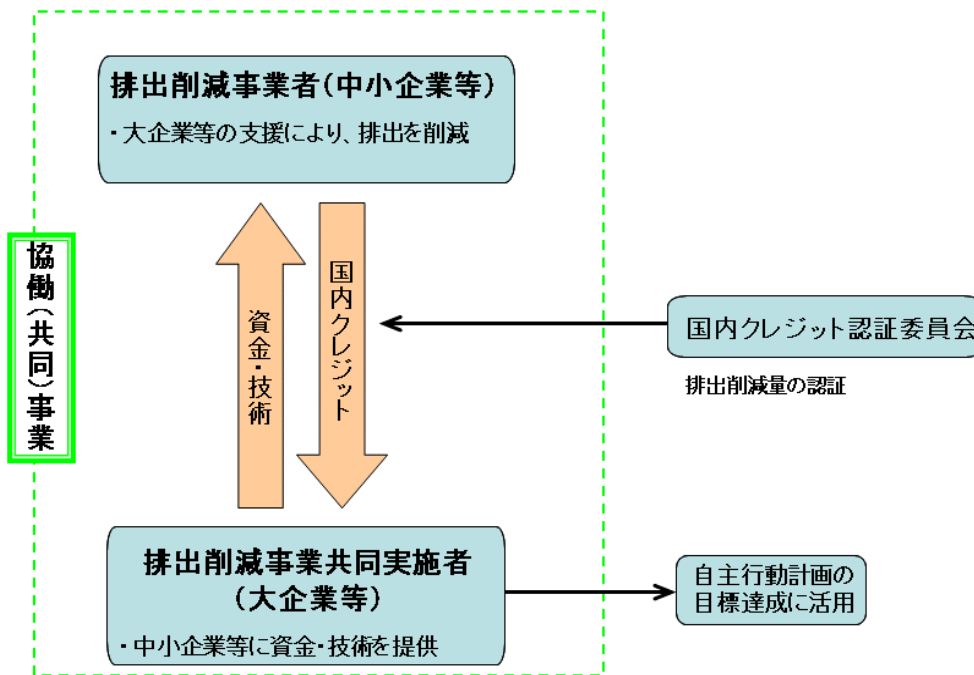
- 京都クレジットについては、京都議定書に基づき、既にその創出、取引等に関するルールが定められている。

(以下、省略)

「国内クレジット制度」の概要について

I. 目的

国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。

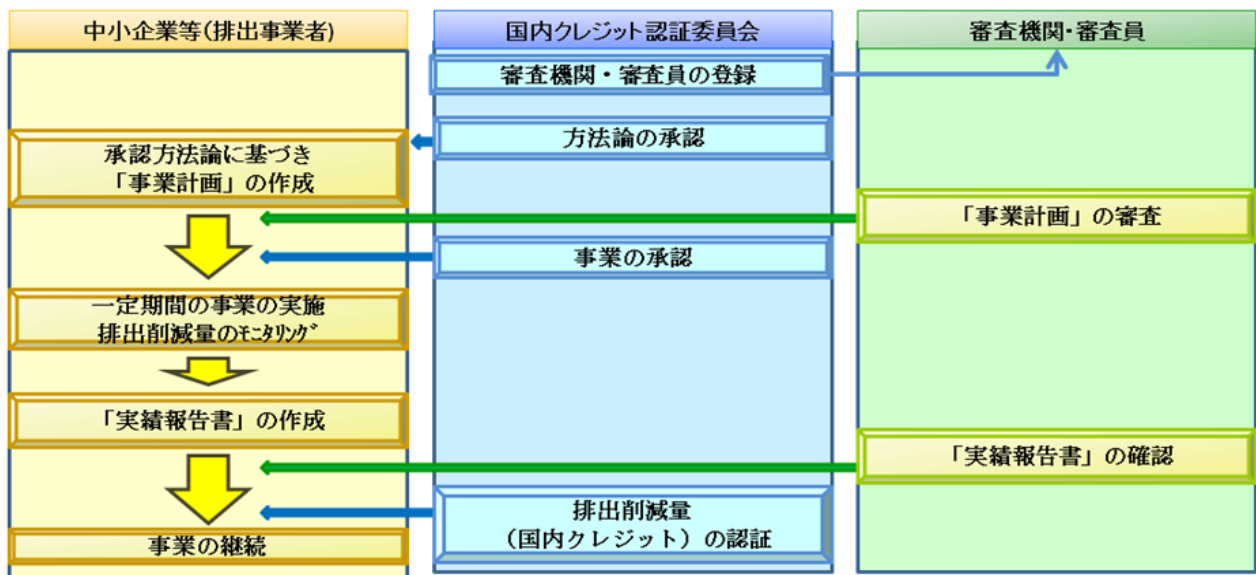


II. 対象となる排出削減事業

- 中小企業等、自主行動計画参加企業以外の者による事業
（注）大企業等（自主行動計画参加企業）との共同事業として原則実施
- 中小企業に加え、農林業、各種サービス等の民生部門の幅広い主体を対象

III. 手続

- 事業者は、技術毎のひな形（排出削減方法論）に基づき事業計画書を策定
- 事業者は、承認された事業計画に従って一定期間事業を実施し、モニタリングした排出削減量について報告書を作成
- 国内クレジット認証委員会が、京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことで、一定の厳格性及び追加性を確保（審査機関・審査員により事業の審査、実績の確認を受ける。）
- 併せて、中小企業等の利便性確保のため手続を簡素化



- ※1: 政府は国内クレジット制度を円滑に運営するため、国内クレジット認証委員会を置き、その事務局については、国内クレジット制度運営規則に基づき、経済産業省、環境省、農林水産省が共同で運営する。
- ※2: 国内クレジットの管理については、例えば中小企業等と大企業等が協働で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。